

世田谷区交通バリアフリー  
交通安全特定事業計画  
〔三軒茶屋駅周辺地区〕

平成19年6月

東京都公安委員会

**世田谷区交通バリアフリー基本構想における  
「三軒茶屋駅周辺重点整備地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また世田谷区交通バリアフリー基本構想に即して、三軒茶屋駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

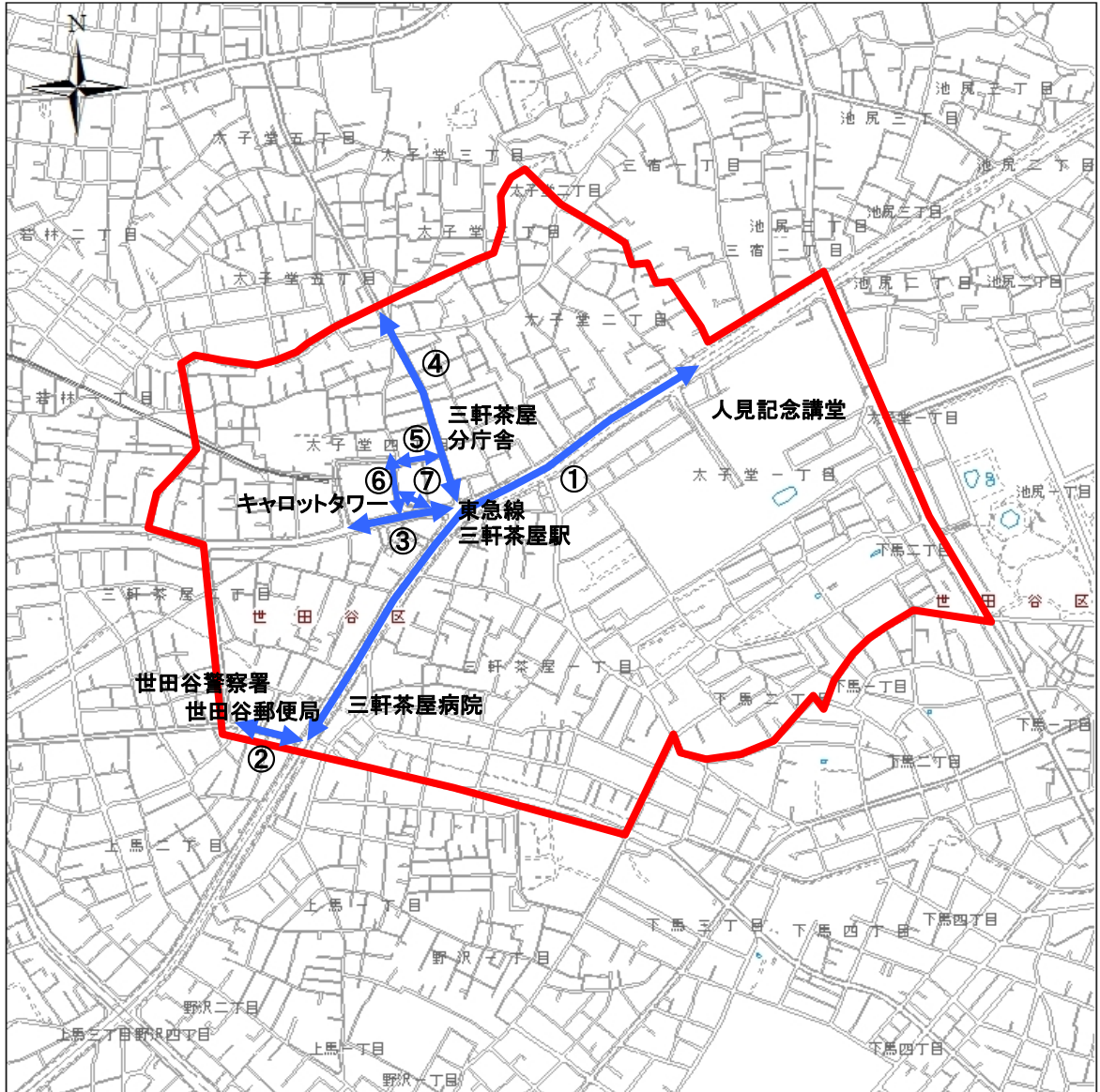
記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

特定経路			道路区間				
No.	特定旅客施設名	連絡する施設名	No.	路線名	通称道路名	区間	
(1)	東急線 三軒茶屋駅	人見記念講堂 三軒茶屋病院	①	国道246号	玉川通り	人見記念講堂前	～世田谷警察署前交差点
			②	区道 12-B001号線	駒留通り	世田谷警察署前交差点	～世田谷警察署前
(2)	東急線 三軒茶屋駅	キャロットタワー	③	主要地方道 3号線	世田谷通り	三軒茶屋交差点	～キャロットタワー前
(3)	東急線 三軒茶屋駅	三軒茶屋分庁舎	④	区道 12-A001号線	茶沢通り	三軒茶屋交差点	～太子堂4-29先
(4)	東急線 三軒茶屋駅	駅周辺	⑤	区道 12-133号線		茶沢通り	～世田谷線 三軒茶屋駅前
			⑥	区道 12-125号線	目青通り	世田谷線 三軒茶屋駅前	～世田谷通り
			⑦	地下歩行者 専用道路		東急線 三軒茶屋駅前	～キャロット タワー

## 位置図

区市町村名	世田谷区
重点整備地区名	三軒茶屋駅周辺地区



この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)19都市基交 第164号 0 50 100 200 m

### 凡例

- : 重点整備地区
- : 特定経路

## 2 道路区間毎の交通安全特定事業計画

前号の道路区間毎に実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間は以下のとおりである。

- ① 国道246号 〔人見記念講堂前 ～ 世田谷警察署前交差点〕
  - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成20～22年度〕
  - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成19～22年度〕
  - ※ 道路管理者による歩道化予定箇所は除く
  
- ② 区道12-B001号線 〔世田谷警察署前交差点 ～ 世田谷警察署前〕
  - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成20～22年度〕
  
- ③ 主要地方道3号線 〔三軒茶屋交差点 ～ キャロットタワー前〕
  - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成20～22年度〕
  
- ④ 区道12-A001号線 〔三軒茶屋交差点 ～ 太子堂4-29先〕
  - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成20～22年度〕
  
- ⑤ 区道12-133号線 〔茶沢通り ～ 世田谷線三軒茶屋駅前〕
  - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成19～22年度〕
  - ※ 道路管理者による歩道化予定箇所は除く

### 3 全道路区間共通で行う交通安全特定事業計画

全道路区間で共通して、実施すべき交通安全特定事業の内容は以下のとおりである。

#### (1) 実施内容

##### ア 道路標識及び道路標示の設置に関する事業

(ア) 道路標識については、更なる視認性向上を図るため、超高輝度化を実施  
※ 道路標識の高輝度化については既に対応済

(イ) 道路標示については、適切な補修を実施  
※ 道路標示の高輝度化については既に対応済

##### イ 違法駐車行為の防止のための事業

(ア) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導・取締りの実施

(イ) 世田谷区による放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導・取締りの実施

(ウ) 世田谷区と連携した違法駐車行為の防止についての広報啓発活動の実施

#### (2) 実施予定期間

継続的に実施

### 4 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

#### (1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

#### (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制等について、交通流の整序化等が図られるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な見直しを実施する。

#### (3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の実施に当たっては、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。